

第28回議会運営委員会記録

令和2年5月15日

【開催日】 令和2年5月15日（金）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時45分～午前11時30分

【出席委員】

委員長	笹木慶之	副委員長	長谷川知司
委員	伊場勇	委員	奥良秀
委員	河野朋子	委員	高松秀樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
議員	山田伸幸	議員	吉永美子

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	尾山邦彦	事務局次長	石田隆
主査兼庶務調査係長	島津克則	議事係長	中村潤之介
議事係書記	原田尚枝		

【付議事項】

- 1 令和2年第3回（5月）臨時会に関する事項について
 - (1) 会期案について
 - (2) 議事日程案について
- 2 一般質問について
- 3 その他
 - (1) 全員協議会の開催日時
 - (2) その他

午前10時45分 開会

笹木慶之委員長 皆さん、お疲れでございます。第28回議会運営委員会を開催いたします。まずお諮りいたしますが、本委員会につきましては、委員外議員の出席2名の申出がありましたが、許可いたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのようにさせていただきます。

（山田伸幸議員、吉永美子議員 着席）

笹木慶之委員長 付議事項の1点目ではありますが、令和2年第3回（5月）臨時会に関する事項についてを議題といたします。まず会期案についてですが、5月21日木曜日から5月26日火曜日までの6日間となっております。議案件名は、資料1を参照してくださいということで、裏面に資料1が付けてあります。産業建設常任委員会所管1件と新型コロナウイルス感染症対策特別委員会所管2件ということになっております。本件について、何か事務局のほうから説明があれば。なければ結構です。

中村議会事務局議事係長 今おっしゃっていただいた部分で、ほぼもう済んでおりますけれども、この資料1の特別委員会のほうの所管としておる2件は、先ほど終わりました本会議同様に、付託をこちらで御協議していただくような案件になろうかと思っております。

笹木慶之委員長 はい、以上でございますが、本件について何か御質問はありますでしょうか。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、2点目の議事日程案についてを議題といたします。事務局のほうから説明をしてください。

中村議会事務局議事係長 それでは（2）議事日程案についてです。次第の表を御覧ください。5月21日木曜日、午前10時から本会議を開会いたしまして、会期の決定の後、資料1、裏面のほうにありますが、議案3件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託という流れになります。

す。そして、ここからが、ちょっと、これまでの本会議の流れと違うところなので御協議いただきたいところなのですが、本会議終了後、産業建設常任委員会を開催し、その審査終了後、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会のほうの開催ということで考えております。委員が重なる部分がありますので、終了しないと開催できないというところと、通常であれば、今までは、22日の金曜日に別の委員会を開催しておるところを、1日で済ませてはどうかということで事務局提案をこちらに出しております。そして、その代わりに22日の金曜日を予備日として設けております。23、24日の土、日を休会、そして25日の議事整理日を挟みまして、26日の火曜日、午前10時から本会議を開催し、付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決という流れで考えております。よろしくお願ひします。

笹木慶之委員長 ただいま、事務局のほうから日程案について説明がございました。特に、21日の本会議終了後の産業建設常任委員会、終了後の新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の開催ということですが、やはりスピード感を持って対応したいということも含めながらの案ですが、よろしゅうございましょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのように決定させていただきます。次に、一般質問についてです。本件については、以前からこの議運でいろいろと取り上げて、6月議会の一般質問をどうするかということで、会派ごとに考え方をまとめてほしいということをおし上げておきましたが、今日が一応最後ということにしたいと思ひます。したがって、本日、今からその方向性を決定したいと思ひますので、それぞれ会派のほうから、もう一度、今までおっしゃっておられた会派もおられますが、きちっと、その方向性を示していただきたいと思ひます。

奥良秀委員 私たち会派令和は、会員全員で自肅をさせていただきたいという旨をお伝えします。理由としましては、今、このコロナウイルス対策の委員会も開かれています中、スピード感を持っていろいろなことを事が大

きくなる前に進めていかななくてはいけないという考えから、職員の一般質問の準備をすることで負担かどうか分かりませんが、なるべくスピーディーに職員が動けるように、議員のほうも努めていきたいという意見がありました。以上です。

伊場勇委員 明政会で熟議した結果、一般質問については、自粛を議運の決定事項として全議員に周知を図るというところと、あと、やはり内容についても、やはり緊急性があるものに限り一般質問をするという方向性をお知らせいただきたいというふうに思っております。少しでも職員の負担、そして会議の時間の短縮が図られればと思っております。明政会としては、自粛を全議員に、一般質問の自粛を全議員に周知をするというところ です。

奥良秀委員 私も付け加えさせていただきますが、会派の6人、今回一般質問は自粛させていただきます。以上です。

笹木慶之委員長 明政会はその辺は、特に。

伊場勇委員 明政会の3名については、一般質問は自粛をいたします。

河野朋子委員 この議運で、議会全体の方向性を決めるっていうことで、それに対して会派での意見を持って来てということでしたので、私たちの会派では、これは議員の一般質問を禁止とかやめなさいとかってというような強制的なことをすべきじゃないんですが、今さっき言われたように、コロナの関係でそういった会議を効率化するか職員の負担を減らすとかという、そういったことを踏まえた上で自粛の方向を、全体的に自粛の方向で行くべきではあるけれども、どうしても緊急性はあるもの、そういったことを絶対してはいけないというものではないので、そういった場合は、例えば会派で意見をまとめるとか、そういった効率的な質問の方法、そういうふうな方法も取りながら方向性としては自粛ですが、

そういう緊急的、あるいはもうこの時期を逃したら質問の意味がないというようなものに対して妨げるものではないということは申し添えて、会派の意見として言いたいと思います。以上です。だから、全員しませんとかしますとかっていうことを、ここではちょっと申し上げることはできません。以上です。

笹木慶之委員長 会派は不明ということですね。

高松秀樹委員 新政会は、議会として自肅要請を出すべきだという結論です。

笹木慶之委員長 会派とすればどうですか。会派はどうですか。

高松秀樹委員 議会として自肅要請を出すべきだということです。それが、会派の考え方です。

長谷川知司副委員長 みらい21は、考え方は自肅ということでありまして、この時期でないとできない質問というのがやはりあると思うんですね。あるいは関連したところ。そこはもう各自の判断で行うということであるが、あくまでも会派の中で話し合った上で自肅するか出すかっていうのは会派の中で決めたいと。基本的には自肅です。

笹木慶之委員長 もちろん発言を止めるわけではございません。ということで、皆さんの意見は全体的には自肅の方向性ということであったと思いますが、そういう方向性でよろしゅうございますかね。

高松秀樹委員 何かそれぞれ会派で、うちは自肅ですとかそうじゃないってありましたけど、ここで決めるのは議会として自肅要請を出すかどうかという話だと思うんですよ。そうしないと、いやうちは会派としてはこうだからしますよって話なので、そこはしっかり議運の場で方向性だけ出していただければいいと思っています。

山田伸幸議員 自肅要請というのは分かるんですけど、緊急性を要するもの、あるいはこの時期を逃しては意味を成さないものという課題がありますので、これは是非やるべきだと思います。ただし、その限りにおいても、時間的な短縮等は極力図ることで行うべきだと思っております。

吉永美子議員 あえて発言をさせていただければ、昨日、緊急事態宣言解除というところが出てまいりましたけども、当然、3密を防ぎながら市民に対しては傍聴をやはり極力避けていただきたいというお願いをしながら、やるべきことをやっていかないといけないというところなんです。緊急事態宣言の解除の前に思っていたのは、例えば3月議会、防府市だったと記憶しておりますが、基本的に閉会中に使う文書質問を開会中に特例的に使ったということで行ったっていうケースもありまして、文書質問というやり方っていうのもあるのかなって思ったんですけども、ただ、やはり他県の状況とか見ますと、やはり今、コロナウイルスの関係で全職員とは言いませんが、やはり職員の中で日頃にないことをやっぱりこの時期に短縮して本当にやらないといけないっていう負担っていうところをやっぱり避けるということは、やっぱり考慮しないといけないっていうふうには思っています。ただ、この時期、やっぱりやっておかないといけないっていう、行政に対して、市民の代表者、代弁者として行う、年に4回しかない一般質問をやってはいけないっていうこと自体はおかしいと思っています。例えば、絶対にこれはこのときやっておきたいという意思があれば、例えば、今70分のところを仮に50分とか、最初からもう時間を決めていただいて、それで、そうするともう20分カットになりますので、そのところでも、例えば、具体的な話として、10時から始まったときに今9時半からやって2人になってはいますが、これ私が勝手に思ったことですが、仮に50分ってすると、10分間の休みを取っても午前中が10時からで2人が終わるという形になりますので、時間を何分以内で行うということで、緊急性のあるもの、これはもう議員の判断にらせていただくということで、時間短縮で自分がこの時

期にやらないといけないという思いがあることは避けてはいけない、いわゆる妨げてはいけないと思います。

笹木慶之委員長 この当該委員会の中でも以前から言っていますが、決して個人的な発言を止めるものではないという方向性は皆さん持っておられたと思います。ということで、先ほどから自粛という形の中で対応するということが出ていますが、高松委員のほうから、議会として自粛を決めるべきだという意見もございましたが、その辺りをどのようにお考えでしょうか。

高松秀樹委員 ここは議運の場なんで、各会派又は各個人で自粛を決めるっていうのであれば、こういう場は必要ないというふうに思っています。議運で取り上げられたっていうことは、議会としての運営方針を決めるということですので、うちの会派は議会として自粛要請を出すべきだと。これは、あくまでも要請でありますので、もちろん一般質問をしたいっていう議員がいらっしゃれば、可能性としてはあると思いますが、緊急時において、その必要性等を鑑みる必要もあると思っています。さらに、このときでないと質問できないことは、どうぞ緊急質問でなさったらどうかと思っております。

笹木慶之委員長 今のような意見もございましたが、いかがお諮りいたしましょうか。

長谷川知司副委員長 緊急質問というやり方もあると思いますが、今、一般質問というやり方が残されているわけですね。それを全て自粛ということはいかななものかなと思います。やはり議員それぞれの思いの中で、これは是非せんにゃいけん、そういうタイミング的なもの、それから緊急性があると判断すれば、それはやはり尊重すべきかなと思います。ただし、先ほど言われたように議会としての自粛要請っていうのをされても、それはもう自然だと思います。

笹木慶之委員長 副委員長が言われたのは、いわゆる緊急質問と一般質問の違いのところを言われたというふうに思いますが、したがって、やはり一般質問だから一般質問という形の中で自粛の方向性の中でありながら、そういうものについては結構だ、そのとおりあるべきだということですね。

奥良秀委員 私も、自粛要請っていうのをやっぱり議運のほうで出ささせていただいて、あとはどうされるかっていうのは個々の判断でいいんじゃないかと思います。

笹木慶之委員長 委員の中から出たのは、やはり議会として自粛要請を出すべきだというふうな方向性がありますが、そういう方向性で皆さん、どうなんですかね。

河野朋子委員 禁止とかもう絶対強制的なという意味ではないと思いますので自粛という言葉自体が、議会全体に自粛要請を出すということに対しては別に構わないというか、むしろそれでいいというふうに思います。

山田伸幸議員 自粛というのが、強制ではない。この時期ですからどうしても必要な質問というものもあるわけです。それとか3月議会で、もう時間が迫られていたものというのもあって、やはり緊急質問となると、その内容が極めて限られますし、これは一般質問をやらないということが前提になってまいりますので、やはり、ここは一般質問の時間をきちんと確保するというのは、議会としての責務だと私は考えております。

吉永美子議員 ちょっと事務局にお聞きしていいですか。

笹木慶之委員長 はいどうぞ。

吉永美子委員 現時点で、私がインターネットで見る限りでは、一般質問を中止しましたっていうのは見ますけども、議会として議員に自粛要請をしたっていうのは見てないんですが、この辺っていうのは何か情報ありますか。

中村議会事務局議事係長 ちょっと記憶で申し訳ないんですけど、中止も見たことがありますし、表現が自粛だったか分かりませんが、そういうふうに促しているような表現があったところもあったように思います。ホームページを見た限りは。ただ、ちょっと今それをきちんと書き留めて、どこの市がどうだったとかはちょっと済みません、書き留めていませんので、頭の記憶の範囲だけです。済みません。

吉永美子議員 これはやはり個人として思うことですがけれども、やっぱり自粛要請が議会とかから掛かると、例えば議員として、今回どうしてもこれ聞きたいということがあった場合、どちらかっていうとやっちゃいけないみたいな、そういうようなことがあってはいけないと思うんですよ。自粛要請されてしまったら、私はやろうと思っていたけど、僕はやろうと思ったけど、今回は、やはりもう6月にできないということは9月になり3か月ぐらい延びてしまうんですが、そういうような気持ちになること自体がおかしいと思っているんですよ。だから、もう中止なら中止してすれば、それは抱え込んだままになってしまうけど、ある面、それは議会として決まったことだからどうしようもないと思うけど、自粛要請ってなってくると、やること自体がまるで悪みたいなきもちになってしまったら絶対いけないと思うんですけど、その辺いかがですか。

笹木慶之委員長 大変答えにくいようなところに話が行きましたが、ただ関連として理解いただきたいのは、議会の傍聴なんです。傍聴は自粛をお願いしています。ということで、してはいけないということを行っているわけじゃなしに、したがって、必要な手続をすれば傍聴できるという道も開いておるとい、そういったことも含めて考えるならば、今、吉永

議員が言われた極端なことについては、ちょっと、どうすべきということの判断を持ち合わせておりませんけれども。

山田伸幸議員 私も、もう3月議会が終わった時点から、6月議会についてはこれをやるべきだということを考えておりました、それもやっぱり時期を逃してはいけないものというのを自分の中で抱えておりますので、自粛を議会として決定するというのはいかがなものかなというふうに思います。やはり、それをやるのが何か後ろめたいまま登壇するよりは、やはり最低限必要な質問というのが、きちんと保障されるべきだというふうに思います。

高松秀樹委員 何度も言いますが、ここは議運の場なんで、議会として自粛を決定する必要があるというふうに思います。

笹木慶之委員長 この議運というところの性格を高松委員が言われたと思いますが、それで先ほどのところへ話が戻るわけですが、今、委員の皆さん方は、自粛を議運で決定すべきという判断なんですか。

奥良秀委員 私も、議会運営委員会の中で自粛要請ということで決めていただきたいと思っておりますし、先ほど来から出てはいますが、決して自粛要請を出しても、やはり議員として、緊急性があるのであれば、一般質問を妨げるものでないと思っていますので、その辺は御理解していただきたいと思っております。

伊場勇委員 はい、議会として自粛の方向性を出して、ただ議員各自のやっぱ判断、そういう考え方、いろいろ信念がいろいろ違うと思うので、そこで緊急性があるというところで後ろめたいと思うんだったらやめたほうがいいですし、それでも自分はやるんだっていう強い思いがあるならば、やっぱそこで緊急性があると思ってしっかりやるべきだというふうに思いますので、やった方に対して私は、やらないほうがよかったのにか、

そういうふうには僕は思わないので、やられる判断する個人、議員個人の気持ちだというふうに思います。ただ、議会としては、自粛っていうところをやっぱり方向性としっかり出すというところが曖昧じゃなくて、自粛としてしっかり方向性を出すということが必要だというふうに思います。

高松秀樹委員 先ほどから緊急性うんぬんって出ていますけど、緊急性があるんだったら、緊急質問として質問されればいいだけの話だと思うんですよ。それは、本当に緊急性がある場合の話になります。そして、その判断は議会でするので、緊急性の認定はきちんとできるというふうに思います。だから、勝手に議員がこれは緊急性があるんだっていうふうに一般質問で取り上げるというようなことがね、どういう意味なのかなっていうふうに思います。

山田伸幸議員 今の高松委員の言い方ですと、中止というものと一緒だというふうに捉えていいんですか。でないと、一般質問の時間そのものが奪われてしまうということになってしまうんですけど、今の説明だと。

高松秀樹委員 中止については河野委員が説明しましたように、ここは言論の府でするので、一般質問そのものを中止することは議運としては非常に暴挙だと思っております。だから、自粛として一般質問の通告の締切日をきちんと設けて、その結果どうなのかっていうことで日程調整に入ると理解しております。

山田伸幸議員 それは、一般質問の日程を確保した上でということによろしいんでしょうか。

高松秀樹委員 一般質問の日程の最終調整は、締切り後、その日程調整に入りますので、例えば、皆さん自粛されたということであれば、その日程が短縮されるということになります。

笹木慶之委員長 はい、今高松委員から話がありましたが、処理方法はそのような形ですね。今言う人数によって日程が繰り上がるという調整をしなければいけないということです。会期の調整です。

高松秀樹委員 そこをもうちょっと説明しますと、自粛の場合、これは中止とかじゃないので、一般質問通告締切日はそのままあるというふうに思います。そして、締切りの時点で、例えば、皆さん自粛されたということであれば、その後、日程調整をされて、議運で6月定例会の日程を決定するということになります。

笹木慶之委員長 という流れです。

中村議会事務局議事係長 定例会のときは、一般質問通告書の締切りは議運の前日だったかと思いますので、今言ったように調整はできると思われま。あとは、執行部のほうとそのような可能性があるというのはいちよつと事前に話をしておかないと、今の高松委員のお話だと、そこがちよつと必要になるのかなと思います。要は本会議の日が縮まって前に出てくる可能性もあるっていうお話かと思いますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

笹木慶之委員長 その点は、もちろん執行部との関係があるものがありますが、今議会サイドの取扱いを申し上げておるわけだから、それはそういった含みの中で。

中村議会事務局議事係長 定例会のほうは、一応一度、3月の時点で一旦調整をしておりますので、ちよつとそれが必要になりますということだけです。済みません。

笹木慶之委員長 そういう方向ですが、議会として自粛要請をすべきという皆

さん方の御意見でしょうか。自肅の方向ね。

河野朋子委員 さっきも繰返しになりますけど、やっぱりこれは禁止とか、中止とかっていうことと違って自肅なので、あくまで自肅なので、やはり、何か絶対やってはいけないっていう空気を作ること自体、少し違和感もあって、自肅というのであれば、本当にどうしてもこの時期にしないではいけない人がもしいた場合は、やはりそれを認めるっていうことがないと、自肅したからには誰もすべきじゃないっていうことをするのであれば、そもそも形式的な自肅になって実質的には中止になるので、その辺りを少しこう受け入れるっていうところを持っておかないと、先ほど吉永議員も言われましたけど、やった人が何か悪みたいと言われるのはどうかなというふうにも、私もちょっと気になりますので、その辺りは今この時期にする意味と本当に時間的なことなども考慮して、議員が判断してするっていう、その辺りはやはり少し含みを持たせたほうがいいんじゃないかなとは思っていますけど、どうでしょうか。

笹木慶之委員長 言われることは分かるんですけど、それを言葉で表現しようとするならばどうなるのかというところになろうと思いますけどね。

河野朋子委員 あくまで自肅ということなんですけど、今の議論の中で、何か自肅だからもうやらない方向で、みたいな空気が生まれるのをちょっと危惧しますので、この協議の中でその辺りも含めて自肅ということではないんですかっていう議論を今投げ掛けたわけで、それに対して、例えば反論があったり、何かそういった意見があったりすれば言っていたらいいのかなという意味で今意見しました。

笹木慶之委員長 自肅という言葉そのものの意味からすればね、お互いが。そのいわゆる禁止したり何だりするという言葉ではないわけで、したがって、自肅の方向性なら方向性という形か何かの表現をもってするか、どうかということではないかなというふうに思うんですけど。だから、し

てはいけないとかすることに罪悪感とかね、そういうものは全くないと思いますけどね。あくまで、お互いに謹んで。

河野朋子委員 私たちとしてはそういうつもりで今提案したんですけど、実際今委員外議員のほうからも出たように、これは禁止と同じじゃないかとか、することが悪に取られるんじゃないかというような意見が出たので、あえてそこも含めて自粛ということでどうなんですかっていう確認の今投げ掛けをしたわけですけど、いかがですか。

高松秀樹委員 つまり、自粛ですということ。以上でも以下でもないというふうに思います。あとは、議員の良識に沿ってやられたらいいと思います。我々は、自治法にもあるように審査第一なんです。まず、しっかり審査をすることが一番大事なんで、これを割愛することはできませんけど、まず、今の非常時に、今日も委員長報告しましたけど、執行部サイドも、結構、大変な思いで仕事をしている状況の中で、そこはある程度配慮を持ちながら自粛っていう形で進めていったらどうかと思います。

伊場勇委員 なので、全議員に対しては一般質問については自粛をお願いしたいと。ただし、あくまでも各議員の判断にお任せしますといった文章であればいいんじゃないのかなあというふうに思いますけど。

山田伸幸議員 日程案の中に、ちょっと今、何日取ってあったかというのを忘れましたけれど、ちょっと長めに取ってあったと思うんですけど、これを、例えば日程案がまた変わってくるのかどうか、今日のこの議運を受けて。その点はどうなんでしょうかね。

笹木慶之委員長 これは先ほど話がありましたように、今お示ししている形の中で一般質問を受け付けます。そして、受け付けた結果によって、その人数によって日程変更はあり得る、調整が。しかし、今さっきあったように、執行部にも一応投げ掛けていますから、執行部が対応できないと

いうこともあるやもしれませんから。ということは、事務局からちょっと懸念されたことがありましたが、しかし、それはこれから先のことであって、まず今手前の一般質問の扱いをどうするかということを行っているわけです。だからそれによっては日程変更があり得るということですね。だから、前提として変えるわけじゃありません。結果論ですね。

吉永美子議員 先ほど申し上げた、やる場合に、やっぱりいかに時間を短縮していくかっていうこと大事ですけど、私は例えば70分を50分と言いましたけれども、そういった時間短縮してっていうところには踏み込まないということですか。

笹木慶之委員長 そのことは、以前の議運の中でも一部出ましたけれども、それはそういった方向性は特段考えないと。あくまで自粛ということで話は終わっておったように思います。

吉永美子議員 あえて言わせていただくと、先ほどやはり会派から出てくる中で、自分の会派は誰もしませんということになっていたら、みんなしないような流れができていくっていうことになるのと、もう中止というのとはほとんど一緒みたいになっていくように思うんですけど、あっさり中止っていうのを、先ほど言いましたけど、他県の議会で中止ということをしているのに、なぜ中止を、もう議会として、議運の決定として、議員に要請をしないのかっていうことを聞かせていただいていいですか。

笹木慶之委員長 今まで、もう3回ですか、いろんな形でこの件については協議をしたように思っています。そういった中で、やはり言論の府である一般質問について、止めるということは、やはりこれはあってはいけない。しかし、とは言いながら、いろんな要素を考えた中で、やはり自粛をすべきじゃないかなというような意見があったと思います。したがって、何もなしにいきなり自粛ということであって来たわけでありませんが、そういった経過を踏まえた中で、今のここへ来ているということは、その

ように理解していいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）ということのことですから、先ほどありましたように、あくまで自粛ということで、それ以上も以下もないと。それそのもので動いてほしいし、したがって、それで受付をして、結果として対応するという。だから、どうしてもしたいという人については、当然、されて結構だと思います。ということ。

吉永美子議員 確かに意思としてやっぱり議員の発言を妨げてはいけないというところの尊重だと思うんですけど、逆に議運としての考え方として、よそで中止っていうこと自体していること自体は本来おかしいという、うちの議員の中ではそう思われているということですね。よそが中止しているところがあるわけですよ、いっぱい。ちょっと委員長にお聞きしますけど。

笹木慶之委員長 これは私の個人の意見ですか。個人的には、私は…（発言する者あり）おかしいとか何とか、よその議会をどうこう言う立場にはないと思います。したがって、私どもの議会は、私どもの議会として判断していかざるを得ないということで、今話を進めています。情報とすれば、いろんなもので、よそがどうしたということは、一部、私も入手しておりますけれども、早々と中止宣言された市もあるかのように聞いています。ですが、そういったことを踏まえた中で、今日まで議論してきたわけで、しかしそれは、よそはよそとしてということで、私どもは私どもとして、やはり議会のあるべき姿を忠実に反映させながら、そして対応していくという議論をしているわけで、その点については、御理解いただきたいというふうに思います。最終的にまとめなくてはなりませんが、今のこの議運の委員の考え方をまとめるならば、議会として自粛の方向性で、ひとつ対応したいということ。でも、もちろん、それは自粛という言葉そのものの意味をしっかりと理解していただければ、それ以上も以下もないと。ということで、あとはいろいろ言っても余談になりますから言いませんが、されるならされても大いに結構だし、それ

についてはその必要性は認めるということで、決して否定するものではないということですね。ただ、やっぱり背景はきちっと理解した上で対応してほしいということだと思いますが、そういうことでよろしゅうございますかね。副委員長もよろしいですか。

長谷川知司副委員長 今、吉永議員も危惧されたように、質問そのものが悪いという気構えは一切持っていません。やはり私たちは、市のため市民のために一般質問をするんだというスタンスであれば、当然、この度せんにゃいけんと思う議員は、当然すべきです。すべきなんです。私はそう思います。

高松秀樹委員 議員は、もちろんバランスを取るべきなんですよ。今のこの、要は非常事態と今の話のバランスを取って、どうするのかっていうのは議員各位が決めることであって、議運はいわゆる自粛だということを決めていただければそれでいい話で、だから、先ほど言いましたように議員の良識で一般質問を考えていただければいいと思っております。

笹木慶之委員長 ちょっと厳しい部分の言葉は多少出ましたが、しかしそれはそれとして、やはり自粛という意味合いの持つておる含みっていうか、そのことは今言われたとおりだと思いますので、そういった方向で、この当該委員会とすれば、自粛の方向で対応していただきたいということを議会に申し上げるということによろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのように対応したいと思います。よろしく願い申し上げます。3番目のその他の件に入ります。事務局のほうから、特にこれありますか、いいですか。

中村議会事務局議事係長 その他です。全協ですけれども、本会議初日になる21日の午前9時30分から議運決定事項の報告となります。

笹木慶之委員長 その他のその他、特にございませんか。

長谷川知司副委員長 委員会付託っていうのを最後にされていますけれど、うちの議会は、どうしても自分の所属するところは本会議では質問しないというのがあります。今回の臨時会では全てがコロナ対策だったんですけど、それを先に言っていただくとより分かりやすいなと思ひまして。だから、委員会付託がいつも最後になるけれど、見て分かればいいんですけど分からないような状況もあるんで、最初に委員会付託、どうですかっていうのはできないのかなと思ひて。そうすると、自分の属するものは質問、普通しないですよ。

中村議会議務局議事係長 最初についてというのは、次第の中の話ですか。どの時点ということでしょうか。議案が上がらないと、付託も当然ないような気がするんですが。

長谷川知司副委員長 本会議の中でそれができないかということですね。それは、先に議運で話して、どこの担当というのが各議員に配られればいいですけど、いつも最後になるから。

石田議会議務局次長 本会議場でというより、この議運で決定された、この今の資料も裏にもありますが、それぞれ委員会付託先も記載してあります。これを議運の決定事項として全協で示されておりますので、これを見れば、もう本会議で、冒頭議長が、これはどこそこ委員会に付託っていう必要はないのかなと。先ほど中村も言いましたように、基本的には上程、質疑した後に、これはどこの委員会に付託しますっていう形になっておりますので、全協において議運決定をお知らせしていただくということによろしいかというふうに思っております。

長谷川知司副委員長 全協で言ういただければ、分かりやすいなと。言っているんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）御無礼しました。

石田議会事務局次長　ということで次回の全協からは、一応この委員会付託の紙、裏面、議運決定で配られますが、それも委員長から一応確認をしていただくように促ししていただければ。

笹木慶之委員長　今までもしていますでしょ。この度のコロナ対策特別委員会に、分科会ではなしに委員会ですというところが、それしかなかったからそうなったわけで、多分その辺でちょっと思いがちょっと違ったんだろうと思いますね。

山田伸幸議員　実は、今回議案が配られたときにどう見てもこれは民福のものだなんていうのがたくさんあって、これをどうするかと思ったらコロナという言葉があれば、もう全部特別委員会だなんていうのを後で聞いて納得しましたけれど、一般的には、その判断は、事前に言っておかないと難しいかと思います。

笹木慶之委員長　言いましたよ。（発言する者あり）だから、認識がね、やっぱりちょっと足らなかった面があるんじゃないかなと。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ということで、先ほどの件は、なかったということで。

長谷川知司副委員長　私の勘違いでしたので、御無礼しました。

笹木慶之委員長　ということで処理したいと思います。

山田伸幸議員　この度のコロナ特別委員会で、協議会という形でいろんな団体をお呼びしたんですけど、全部、こう手弁当といいますか、以前だったら、委員会等でやれば日当をお支払するということがあったんですけど、この度それが全くないまま来ていただいておりますが、これがもう本当に正しかったかどうかというのは、後は、しっかりした内容を作ってお返しするという考え方もありますけれど、この点もちょっと失礼があっちゃいけないなと思ったので、これもちょっとどっかで議論できる場を

設けていただきたいなと思いました。

笹木慶之委員長 はい、一応そういう意見があったということで置いておきましょう。ほかにございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なかったら以上で終わります。お疲れでした。

午前11時30分 散会

令和2年（2020年）5月15日

議会運営委員長 笹木慶之